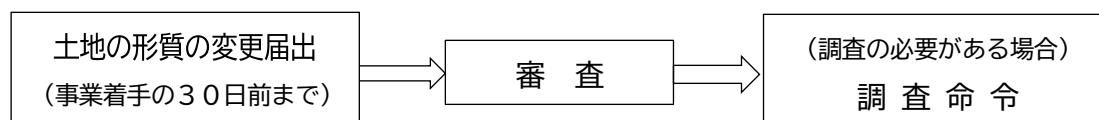


- ◎他県において、土壤汚染対策法に基づく届出をしていない事例が確認されたことから、本市においても届出状況について調査を開始しました。
- ◎調査結果をもとに必要となる届出を行うとともに、再発防止策の徹底を図ります。

1 土壤汚染対策法に基づく届出について

土壤汚染対策法は、土壤汚染による健康被害の防止（国民の健康の保護）を図るもので、平成 22 年(2010 年)4 月の法改正に伴い、大規模開発等 3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合は、事前の届出が義務付けられた。

※熊本市の届出先：水保全課



2 届出の対象案件について

- ・事業面積 3,000m²以上の土地の掘削、盛土等地表面を触る工事
(例) 道路改良工事、河川整備工事、運動場改良工事、下水処理場内工事等

3 今後の対応について

- ・届け出対象案件の把握及び届出の有無を確認する。
- ・調査結果をもとに、必要となる届出を行う。
- ・再発防止策を策定し実施する。

4 関連部署

- 【工 事 等 発 注 部 署】 都市建設局、農水局、上下水道局、教育委員会事務局
- 【土壤汚染対策法所管部署】 環境局